

乳児等通園支援事業（認可及び確認に係る意見聴取）

< 事項 >

1 意見聴取の位置付けと審査基準等について（資料 2）

2 意見聴取

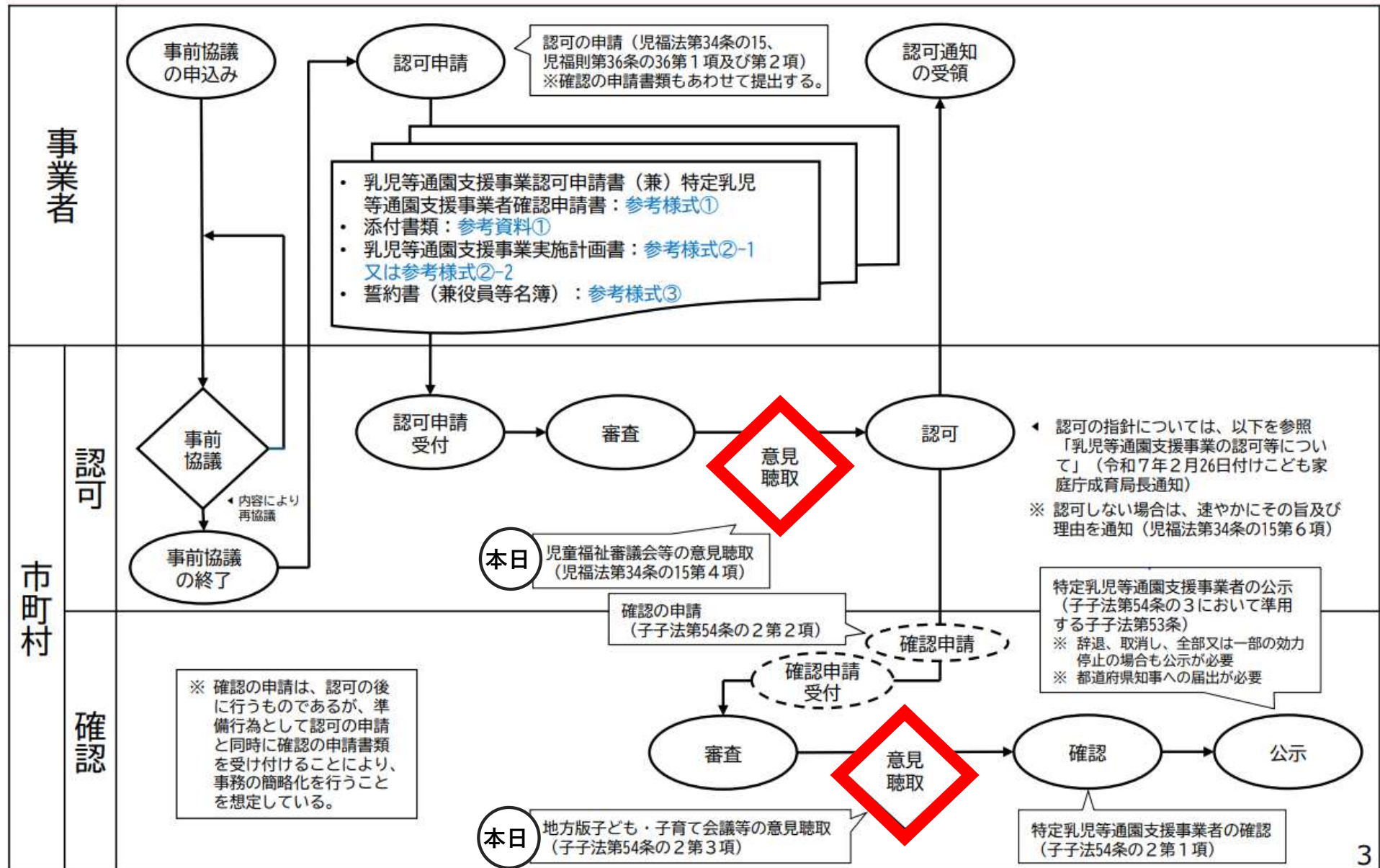
・乳児等通園支援事業 事業実施計画書の審査結果（資料3）

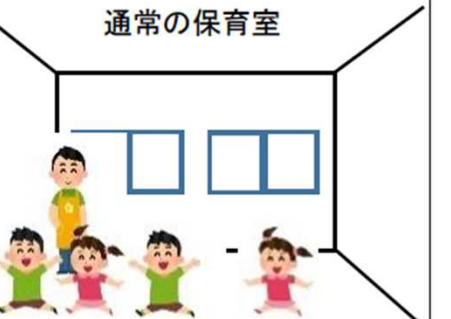
・事業実施計画書（資料4）

3 その他

令和 8 年 5 月 26 日
こども・子育て会議

認可及び確認の事務において想定される事務フロー



	一般型乳児等通園支援事業		余裕活用型 乳児等通園支援事業
	(在園児と合同)	(専用室独立実施型)	余裕活用型
イメージ図	通常の保育室  在園児 誰通児	専用の保育室  誰通児	通常の保育室  在園児 誰通児
内容	ア 保育所等の定員とは関わりなく定員設定を自由に行う方法	ア 保育所等の定員とは関わりなく定員設定を自由に行う方法	ア 保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に、保育所等の定員の範囲内で受け入れる方法
	イ 専用スペースは設けず、在園児と合同	イ 在園児とは別の専用スペースを設ける	イ 専用スペースは設けず、在園児と合同
特徴	ウ こどもが在園児と関わる機会が多い	ウ こども誰でも通園制度を利用することも合わせた環境の確保が可能	ウ こどもが在園児と関わる機会が多い
	エ こども誰でも通園制度の職員と保育所等の職員が合同で対応	エ 専任の職員の下で対応	エ 定員の範囲内で受け入れるため、職員確保が一般型と比べ容易

※本資料は、鈴鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 第20条(乳児等通園支援事業の区分)に対応

種類		定員の考え方	面積基準 (○歳児1人当たりの必要面積)	職員配置基準
余裕活用型		・<u>在園児の空き定員</u>の枠を活用し、利用者を受入れる。 ・在園児と一緒に過ごす。		・<u>クラス定員に対する職員にて対応可能</u>
一般型	在園児合同実施	・クラス内に保育所等の定員とは別に、<u>こども誰でも通園制度の定員</u>を設けて利用者を受入れる。 ・在園児と一緒に過ごす。	0、1歳児クラス 乳児室 $1.65 \text{ m}^2/\text{人}$ または ほふく室 $3.3 \text{ m}^2/\text{人}$	・<u>新たに職員の配置が必要</u> ①乳児おおむね 3人 に対して従事者 1人 ②満 1歳 以上満 3歳 未満の幼児 おおむね 6人 に対して従事者 1人 ③半数以上が保育士であること ④配置する従事者が 2人を下回らないこと
	専用室独立実施	・<u>こども誰でも通園制度の定員</u>を設けて専用室で利用者を受入れる。 ・通園制度のこども同士で過ごす。	2歳児クラス 保育室 または 遊戯室 $1.98 \text{ m}^2/\text{人}$	※保育所等と一体的に本事業を実施し、当該保育所等の保育従事者による支援を受けられる場合には、保育従事者を保育士1名とすることができる。
	独立施設実施	・<u>こども誰でも通園制度を行う施設で、定員を設けて</u>利用者を受入れる。 ・通園制度のこども同士で過ごす。		

※本資料は、以下の条例に基づき作成

- ・鈴鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 第21条(設備の基準)
- ・鈴鹿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 第3条(利用定員に関する基準)